

## パソコンの講習費用

**Q** : 当社はこのたび、パソコン会計を導入することとしましたので、担当者に講習会に行かせることとしました。費用は会社負担ですが、源泉徴収は必要ですか。

**A** : 源泉徴収の必要はありません。

### 【解説】

会社が、従業員に対して奨学金を支給したり、学費を負担して通学させたりすることにより、従業員が受ける経済的利益については、原則、給与として取り扱われますが、会社が自己の業務遂行上の必要に基づき、従業員等としての職務に直接必要な技術もしくは知識を習得させ、又は免許もしくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用に充てるものとして支給される金品については、これらの費用として適正なものに限り課税されないこととされています。

したがって、会社の負担したパソコン等の講習費用が次のいずれにも該当するものであるときは、給与として課税されませんので、その場合には源泉徴収する必要はありません。

- ① その知識、技術を取得することが会社の業務遂行上必要であること
- ② その知識、技術がその社員の職務に直接必要なものであること
- ③ その金額がその知識、技術を取得するための費用として適正なものであること

ご質問の場合は、担当者がパソコン会計を行うための講習を受けるということですから、費用の額が適正である限り、給与として課税されることはありません。

